

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 22 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H06699

研究課題名(和文)子どもの法的地位をめぐる現代日本人の法意識

研究課題名(英文)Japanese People's Attitudes Toward Children's Legal Status

研究代表者

齋藤 宙治(Saito, Hiroharu)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・助教

研究者番号：20779392

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、社会における子どもの法的地位をめぐる人々の法意識の実態とその構造の大枠を解明した。子どもの各種法定年齢(選挙権年齢、結婚年齢、少年法年齢など)をめぐる一般人の意識調査などを行った。得られたデータの様々な計量分析に基づいて、人々の法意識の構造を明らかにした。特に重要な成果として、子どもに対して差別的な法意識タイプの存在などが明らかになった。また、これらの実証的分析を踏まえて、米国法の議論を題材に、子どもの法的地位に関する法理論的基盤を構築した。

研究成果の概要(英文)：In this project, I uncovered the reality and the structures of people's attitudes toward children's legal status in Japan. I conducted an attitude survey of legal ages (e. g., voting age, age of marriage, and age of juvenile law). The survey mainly asked ideal legal ages for various issues and also measured relevant social attitudes. Quantitative analyses of the survey data revealed the structures of people's attitudes. In particular, I found the existence of a group of people who have clearly discriminatory attitudes toward children. Furthermore, based on the empirical analyses, I suggested a foundational legal theory of children's legal status.

研究分野：法社会学

キーワード：法社会学 子ども法学 子どもの地位 法の実証分析 法意識

1. 研究開始当初の背景

子どもの法的地位の取り扱いは、社会の中
の様々な場面において問題となる。次世代の
社会を担う子どもたちをどのように取り扱
い育成するのかが、重要なテーマである。し
かし、現実の法制度においては、個々の場面
のニーズに応じて、パッチワーク的な対応が
なされるにとどまってきた(例えば、凶悪な
少年犯罪が社会問題化したとたんに、2000年
の少年法改正で刑事罰対象年齢を「16歳以
上」から「14歳以上」に引き下げるなど)。
これまで、子どもの法的地位について、マク
ロな視点からの統一的な議論はあまりなさ
れてこなかったのである。

そうしたところ、本研究開始の前年(2015
年)の公職選挙法改正によって、選挙権年齢
が20歳から18歳に引き下げられた。これに
伴い、民法上の成年年齢や少年法その他の法
制度においても法定年齢の引き下げの議論
が展開されつつある状況となった。すなわち、
大人(成人)と子ども(未成年)の法的地位
の違いや、子どもの法的地位のあり方につ
いて、社会的に大きな注目が集まる状況とな
っていた。

2. 研究の目的

上記の背景を踏まえて、急務となった子
どもの法的地位についての体系的・統一的な法
制度設計に貢献することを目的として、本研
究は遂行された。

具体的な目標は、子どもの法的地位に関
する人々の意識の構造を実証的に解明すると
ともに、子どもの法的地位のあり方につ
いての法理論(いわば、子ども法学の法理論的基
盤)を構築することであった。

3. 研究の方法

次の3つの方法による研究を行った。特に、
(1)が本研究の一番の中核に位置する。
(1)(2)は実証的研究であり、(3)は法理論的
(解釈学的)研究である。

(1)一般人を対象とする法定年齢の法意識調査(質問票調査)

法定年齢をめぐる法意識調査(2017年2
月のインターネット調査)を行った。全国
の15歳から69歳までの男女800名に、主
な法定年齢の項目(26項目)が何歳である
べきかについて網羅的に回答してもらった。
回答者が持つ社会的態度や属性によって、
法定年齢をめぐる態度にどのような違いが
あるかなど、法意識の構造を計量的方法で
分析した。

なお、調査に用いた質問票は、後掲の研究
代表者のホームページで公開している。

(2)弁護士を対象とするインタビュー調査

離婚事件を多く取り扱っている国内各地
の弁護士(計19名)に1人1時間弱のイン
タビューを行った。弁護士が子どもの法的地
位や福祉について、どのような意識を持っ
ているかなどを調査することを目的として、親
権紛争における子どもの福祉のあり方や、紛
争解決の進め方などを尋ねた。インタビュー
のスク립トを質的方法で分析した。

(3)米国の憲法判例・文献の分析

米国の平等保護条項(憲法第14修正)
に関する憲法判例や学術論文を収集したう
えで、独自の視点から分析した。社会にお
ける子どもの法的地位に関する法理論的基
盤として、子どもと大人の区分の違憲審査
基準のあり方に着目し、新たな解釈論を提
示した。

4. 研究成果

(1)一般人を対象とする法定年齢の法意識調査(質問票調査)

法定年齢の法意識調査の集計結果及びそ
の分析の一部は、後掲〔雑誌論文〕で刊行
済みである。

得られた主な知見は、次のとおりである。
第一に、法定年齢(ひいては子どもの法的
地位)をめぐる人々の法意識のタテの構造を
解明した。具体的には、まず、探索的因子分
析の手法により、各種の法定年齢は人々の法
意識の観点からは、「政治参加に関する年齢」
「結婚・契約に関する年齢」「刑事司法に関
する年齢」「歓楽に関する年齢」という4つ
のカテゴリーに分類できることを明らかに
した。そのうえで、その法意識の背後には、
3種類の社会的態度があるという構造モデル
を構築することができた。すなわち、重回帰
分析の手法によって、法定年齢(子どもの法
的地位)をめぐる法意識は、当該「法規範の
対象事項に関する態度」と「子どもに関する
態度」の双方の社会的態度が規定要因にな
っており、さらにより抽象的なその他の一般
的な社会的態度にも影響されることを明ら
かにした。なお、「法規範の対象事項に関する
態度」とは、子どもという視点や年齢による
区別とは関係なく、法規範が対象とする事項
そのものについて人々が持っている態度の
ことである。「子どもに関する態度」とは、
法規範のレベルに限らず、子どもという年
齢層の者に対して人々が持っている社会的
態度のことである。

第二に、現在進行形で引き下げの是非につ
いての議論が進行している、少年法年齢に
関する法意識である。少年法年齢について
は、全体傾向として理想年齢の中央値が16
歳(未満)であった。したがって、現在、少
年法年齢について20歳から18歳への引
下げが争点になっているところ、人々の
法意識の全体傾向としては、むしろ18
歳よりもっと低い年齢が理想だと考えら
れていることが明らかになった。これは、
過去の多くの世論調査の

結果とも整合的な結果である。しかし、その背後にある社会的態度や属性まで分析すると、低い少年法年齢を志向する人々の法意識を法制度にそのまま反映させることには規範的問題があることも明らかになった。すなわち、低年齢志向の法意識の背後には、誤解・無知にも基づく犯罪に関する厳しい態度があり、また子ども嫌いの感情なども存在する。さらに、自身に子がいない者の方が少年法の理想年齢が低いが、質問票調査の中に組み込んだシナリオ実験の結果の分析などから、これは子どもの成熟度・能力・可塑性の認知が欠如しているためではないかとの仮説が支持された。

第三に、法定年齢（ひいては子どもの法的地位）をめぐる人々の法意識のヨコの構造を解明した。特に、少年法年齢の引き下げや刑事責任の強化の主張の理由付けとしてしばしば説かれる「子どもの大人化（adulthood）」の言説の虚構性を実証的に示すことができた。たしかに、子どもの法的地位はすべての項目において大人化するべきだという考えであれば、一つの考え方として、首尾一貫していると言える。しかし、本研究の成果によれば、（少なくとも特定タイプの）人々の意識としては、現実には、少年法・刑事責任の理想年齢とそれ以外のカテゴリーの理想年齢との間には連動性がないことがわかった。すなわち、「子どもの大人化」の言説は、首尾一貫した主張ではなく、いわば子どもの刑事責任を強化する（つまり、子どもに義務だけを負わせる）ためだけのご都合主義的な方便として語られているということが実証的に示された。具体的な分析としては、まず、各種法定年齢の理想年齢の探索的因子分析の結果から、各カテゴリー（「政治参加に関する年齢」「結婚・契約に関する年齢」「刑事司法に関する年齢」「娯楽に関する年齢」）の背後にある因子間の相関を確認した。4つの因子間にはおおむね弱い相関関係があるが、唯一の例外として、「政治参加」と「刑事責任」の背後にある2つの因子の間には相関関係が全くないことがわかった。さらなる分析として、各回答者の4つのカテゴリーごとの理想年齢の平均値（標準化平均）を用いて、クラスター分析により、似通った理想年齢の特徴を持つ回答者をグループ分けすることなどを試みた。結果としては、クラスター数を4に設定して、4つのタイプにグループ分けしたところ、志向がカテゴリー間で一貫する「保護型」（すべてのカテゴリーの理想年齢が高い、パターンリスティックなタイプ）と「自律型」（すべてのカテゴリーの理想年齢が低い、子どもの自律重視のタイプ）のほかに、一貫しない「差別型」（政治参加の理想年齢が高いが、刑事責任の理想年齢が低いタイプ）の法意識タイプが存在することが判明した。

(2) 弁護士を対象とするインタビュー調査

離婚弁護士のインタビュー調査によって、離婚弁護士の離婚紛争処理の実態、実務上の倫理的ディレンマの有無、子の福祉の確保の実情などについて、幅広く実態を明らかにすることができた。特に子どもの法的地位の意識に関して得られた一つの知見は、同じ離婚事件を取り扱う弁護士であっても、子どもの福祉に対する意識・態度は千差万別だということである。すなわち、依頼者の子どもは依頼者ではない以上、子どもの福祉をどの程度重視するかは、個人の信念に大きく依存しているようだということなどが判明した。

(3) 米国の憲法判例・文献の分析

米国の平等保護条項（Equal Protection Clause、米国憲法第14修正）の厳格な違憲審査基準の適用を検討する際の伝統的判断要素を、「子ども」という集団（子どもと大人の区分の場面）にあてはめて丁寧に検討した。

結論として、子どもは、黒人、女性、外国人、非嫡出子などと同じく「疑わしき区分」に該当すると解釈すべきであり、あらゆる子どもと大人の区分は、厳格審査基準（あるいは中間審査基準）に服するべきであるという解釈論を構築した。

研究成果の総括

主な研究成果をまとめると、まず、子どもの法的地位に関する一般人の法意識の構造を実証的に解明することができた。言い換えると、子どもの法的地位のあり方を検討するための国民的基盤についての実証的データを提供することができた。特に、少年法年齢については、単に人々の表層的な意識を法定年齢に直接的に反映させることには、規範的問題が多いことが判明した。そのうえで、子どもの法的地位に関する法理論的基盤として、子どもと大人の区分は、当然の存在として常に認めるのではなく、その最低限の妥当性（合憲性）が審査されるべきであるという法理論を提示した。つまり、子どもと大人の区分の目的が重要で正当であり、かつ区分をすることが目的達成との間に実質的関連性を有することが必要だという解釈論を提示した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

齋藤宙治「子どもの各種法定年齢をめぐる一般人の法意識」法社会学 84号、203-240頁、2018年、査読有り。

〔学会発表〕（計4件）

Hiroharu Saito, "Private Experiences Affect Professional Practice: A Study of

Japanese Divorce Lawyers, " Asian Law and Society Association [アジア法社会学会] (於 : 国立交通大学, 台湾) 2017 年 12 月

Hiroharu Saito, " An Empirical Study of Japanese Divorce Lawyers' Practice and Disputing Behaviors, " Law and Society Association [米国法社会学会] (於 : メキシコシティ, メキシコ) 2017 年 6 月

齋藤宙治「子どもの法的地位をめぐる一般人の法意識」日本法社会学会 (於 : 早稲田大学) 2017 年 5 月

齋藤宙治「An Empirical Study of Japanese Divorce Lawyers' Practice and Disputing Behaviors」日本法社会学会若手ワークショップ (於 : 早稲田大学) 2017 年 5 月

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
出願年月日 :
国内外の別 :

取得状況 (計 0 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
取得年月日 :
国内外の別 :

〔その他〕

研究代表者のホームページ
<https://researchmap.jp/hrs/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齋藤 宙治 (Saito, Hiroharu)
東京大学・大学院法学政治学研究科・助教
研究者番号 : 20779392

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :

(4) 研究協力者

()